

## ●町会活動推進補助金の対象経費について

活動内容	支出項目	備考
①地域コミュニティ活動	集会所維持管理費（電気・水道・ガス）など	集会所修繕補助制度の対象にならない20万円未満の簡易な修繕費や集会所で使用する消耗品・備品等
	掲示板設置・修繕費用	
	回覧板購入費用	
	町会の会議費用（会場使用料、資料作成費など）	対象外となるもの 食事代、アルコール類の代金
	祭り・運動会など地域の行事実施に必要な費用	提灯、テント、舞台等設営費、保険料、燃料代、参加者粗品代、イベントにかかる材料、電気工事、はっぴ、スピーカー、アンプ、肥料 対象外となるもの 老人会・子供会など他団体への寄付金、寺社などへの奉納金、食事代やアルコール代金、神事・祭礼にかかる物品（御神灯など）
②防災・防犯活動	防災備品等購入費	会館の懐中電灯、毛布、水等の備蓄品、防災倉庫
	防災訓練等に使用する消耗品費	バケツ、スコップ、非常食、参加者粗品、保険料等 ※危機管理課からの支給品は除く
	夜警等に必要の消耗品費	カイロ、灯油等燃料費など
	消火器購入及び薬剤交換費	処分費用、格納箱
	防犯カメラ維持管理費	電気代、メンテナンス代（修繕費用を除く）
③環境美化活動	町内清掃に必要な消耗品費	ごみ袋、軍手、ごみバサミ、参加者粗品代、腕章、除草剤、草刈機、替刃、 ※環境対策課から支給されるものは除く
	ごみ処分費用	不法投棄等でやむを得ず町会費により実施する場合
	害虫等駆除にかかる費用	スズメバチ駆除などやむを得ず町会費で実施する場合

**※防犯灯維持管理費補助金（電気料金、電球取替や修繕）等、その他の補助金を交付している支出項目は対象外となります。**

※上記以外の経費や不明な点については、地域連携支援課までご相談ください。

※粗品や記念品・参加賞等の物品については、補助対象事業の実施において、その目的達成、普及啓発のために真に必要な場合に限るため、商品券・図書カード・お米券など換金性が高いものは対象外となります。

**※クレジットカードやスマホ決済などのキャッシュレス決済及び各種ポイント取得を伴う支払いは補助対象外になりますので、ご注意ください。**